

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	1-11
許認可等の種類	福祉大学校授業料の減免			
根拠法令条例等・条項	長野県福祉大学校条例第10条、同管理規則第18条の3第1号			
許認可等の概要	経済的理由により授業料を納付することが困難な者その他やむを得ない事情があると認める者に対する授業料の減免			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1)学資負担者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるとき。</p> <p>(2)学資負担者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第295号第1項第1号若しくは第2号又は同条第3項の規定により市町村民税が非課税とされているとき。</p> <p>(3)学資負担者の死亡、障害または傷病等により、前各号に準ずる程度に、著しく生活が困難となったとき。</p> <p>(4)学資負担者が、災害、生業不振その他の理由により、第1号及び第2号に準ずる程度に、著しく生活が困難となったとき。</p> <p>(5)その他特別な理由により、前各号に準ずる者として校長が認めるとき。</p>			
基準の制定根拠	長野県福祉大学校授業料の減免申請手続等に関する事務取扱要項			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日			
期間の制定根拠	長野県福祉大学校授業料の減免申請手続等に関する事務取扱要項			